

居宅介護支援事業所 各位

大津町住民福祉部介護保険課
地域包括支援センター長

新型コロナウイルス感染拡大時における高齢者虐待防止への対応及び
インフォーマルサービスの情報提供について（通知）

日頃より、町の高齢者福祉に対し、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国に緊急事態宣言が発令され各種対応が行われている中、熊本県においても、4月21日に「感染拡大傾向期」として地域区分がされるなど、未だ終息のめどが立たない状況です。

そのような中、多くの高齢者の方々におかれましても、外出自粛等の対応にご協力をいただいているところですが、一方で、居宅で長い時間過ごす生活が長期化することが今後も予想され、また、併せて養護者の生活不安や介護等へのストレスの増加も想定されます。そのため、高齢者を取り巻く家庭内での人間関係等の不穏から、高齢者虐待の発生・深刻化も懸念される所です。

つきましては、高齢者虐待防止の観点から、下記の点にご留意いただき、対応困難事例や高齢者虐待の恐れがある高齢者世帯がありましたら、地域包括支援センターまで御相談いただきますようお願いいたします。

記

- 1 高齢者虐待の発生・深刻化の防止の観点から、高齢者虐待防止に向けた啓発に取り組むことや在宅の一人暮らし高齢者等の地域での見守りとともに、養護者が地域で孤立化しないよう、高齢者と同居する家族等の状況、適切な介入の必要性等の状況を勘案し、適切に見守り等の実施をお願いします。
- 2 外出自粛要請が長期化することで、高齢者本人や同居する家族等の負担が増すことにより、高齢者虐待が発生し深刻化するリスクが高まることが考えられることから、例えば、介護保険サービス等の利用が減り代替サービスの利用がない、サービスの利用を増やすことが必要だが困難であることなどの状況が把握されている場合については、地域包括支援センターに御相談いただくとともに、各居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認や、フォーマル・インフォーマルサービスを含めた代替サービス活用の可能性の検討をお願いします。

また、町の福祉サービス事業である「食の自立支援事業（配食サービス）」を始めとする各種事業についても、今後、感染症の発生状況次第では一時休止の措置を執らざるを得ないことも想定されますので、代替サービスとして、外部のインフォー

マル資源についても情報提供させていただきます。

各居宅介護支援事業所におかれましては、令和2年4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に係る居宅介護支援事業所の取組みについて」で依頼させていただきましたとおり、各利用者についてのトリアージを実施されているかと存じますが、介護サービスのみならず、町の福祉サービス事業等が休止になった場合も踏まえた代替サービスも視野に入れ、再度、ご確認いただきますようお願いいたします。

(問い合わせ)
大津町地域包括支援センター
担当：高橋

TEL：096-292-0770